

No.	意見提出者	意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	個人	②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（5月25日施行分）	通知カードを個人番号通知書に変更するだけのようで、実質的には変わらないように感じますが、変更の趣旨・意図は何か教えてください。	○ 通知カードは、平成27年10月のマイナンバー制度施行後、国民の皆様に対しマイナンバーを速やかに通知するほか、施行後まずは必要となる職場等へのマイナンバー提示の際に、マイナンバーを証明する役割を果たしてきました。一方、通知カードの記載の正確性を維持するため、転居等の際に記載事項変更が必要となり、住民・市町村職員の双方に負担となっていること、また、社会のデジタル化を進める観点からは紙製の通知カードから公的個人認証の電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくことが重要であることから、記載事項変更等を行わず、マイナンバーを証明する書類として使用することのできない個人番号通知書によりマイナンバーの通知を行うことといたしました。	なし
2	個人	②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（5月25日施行分）	【意見】 個人番号の本人または代理人への通知は対面通知（個人番号通知書等の対面交付）を原則とし、郵便又は信書便による個人番号通知書の送付を例外扱いとすべきである。 【理由】 子の出生に際して、市町村に対して出生届の提出と児童手当の認定請求を同日中に行う場合があります。そのような行政手続きの一括取扱いを実施・推奨する市町村の窓口があります。ここで、児童手当の認定請求にあたっては子の個人番号が必要です。しかし現行制度上の通知カードでは、市町村での個人番号の指定から送付・受領までにはタイムラグが生じます。よってこうした場合への対処として、当該子について出生届の受理、住民基本台帳への記録、住民票コードの記載後に個人番号が指定された直後、通知カードの受領前に個人番号記載ありの住民票記載事項証明書を当該市町村から取得し、当該子の個人番号を確認を確認して児童手当の認定請求を行うことになっている状況です。 通知カードの廃止後にもなお、個人番号の通知を郵便又は信書便による書面送付に限定する規定は、番号法の制度上で本来予定されていない（しかし現実的には妥当である）上述のような番号通知の状況・運用を残置するとともに、地方行政における住民サービス向上の取組みや市民の便益向上に反し、合理性を欠くものです。したがって、通知カードの廃止後には、市町村長において個人番号の指定後ただちに本人または代理人への対面通知を可能とするよう、規定案を見直すべきと考えます。	○ 個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類として使用することができないため、仮に個人番号通知書が対面により交付されたとしても、各種手続きにおいてマイナンバーの提供を行う際にはマイナンバー入りの住民票の写し等を提示することが必要となります。なお、提示を行うことができない場合、市町村長が本人確認をした上で、申請書等へのマイナンバーの記載を補正することも可能です。	なし
3	法人（野村證券株式会社）	③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令	別紙2頁の3（1）に「個人番号利用事務等実施者が通知カードの交付を受けている者から個人番号の提供を受けるときの本人確認の措置等について所要の経過措置を設ける。」とありますが、金融機関である当社に対して顧客が行う個人番号の告知が通知カードで行われることが大半である現状を鑑みれば、現在と同様の取扱いを広く経過措置として認めていただきたいと考えています。この点、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正の附則第6条の第2項（ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/digital.html ）によれば通知カードの届出事項に変更がなければ番号法上の本人確認を行えることとされています。従来より番号法では、個人番号が本人のものであるものであることを証明する書類として個人識別事項の記載された書類を求めています。この個人識別事項は氏名及び出生の年月日又は住所とされており住所の記載は必須とされていません。このような点から鑑みて、上記経過措置には住所の変更があった場合でも、個人番号と生年月日に変更がなければ通知カードを個人番号の確認書類として認められることを明確化していただきたい。	○ 今般の法改正により、通知カードの裏面の追記欄への変更後の情報の記載は行われなくなることから、通知カードの交付を受けている者については、当該通知カードに最新の情報が記載されている場合に限って、施行日以後も引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として利用することができることとしています（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第6条第2項）。 なお、改正前の規定でも、通知カードの交付を受けている者は、当該通知カードの記載事項に変更が生じた場合、当該通知カードを市町村長に提出し、当該通知カードの裏面の追記欄に変更後の情報の記載を受けなければならないこととされており、これは、通知カードはマイナンバーを提供する際の本人確認手段として用いられているところ、通知カードに本人に係る最新の情報が記載されていることなしには、当該通知カードは本人確認手段としての機能を持つことができないためです。	なし